

(乙の5)

(工作物の形状の変更、竹木の栽植、竹木の伐採)

1. 河川の名称
2. 行為の目的
3. 行為の場所及び行為に係る土地の面積
4. 行為の内容
5. 行為の方法
6. 行為の期間

備考

1. 「(土地の形状の変更、竹木の栽植、竹木の伐採)」の箇所には、該当するものを記載すること。
2. 「行為の内容」の記載については、次のとおりとすること。
 - [1] 土地の形状を変更する行為にあつては、掘さく、盛土、切土等行為の種類及び掘さく又は切土の深さ、盛土の高さ及び量を記載すること。
 - [2] 竹木の栽植又は伐採にあつては、竹木の種類及び数量を記載すること。
- 「行為の方法」の記載については、次のとおりとすること。
 - [1] 機械を使用して土地の形状を変更する場合にあつては、その機械の種類、能力及び台数を記載すること。
 - [2] 申請に係る行為に関して土石等の搬出を伴う場合にあつては、搬出又は搬入の方法及びその経路を付記すること。
4. 許可を受けた事項の変更の許可の申請にあつては、変更しない事項についても記載し、かつ変更する事項については、変更前のものを赤色で併記すること

